

証券投資信託の繰上償還のお知らせ

このたび、弊社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、下記の通り繰上償還（信託を終了）する予定ですのでお知らせいたします。

① 対象となる証券投資信託の名称

ニッセイ／パトナム・バランスアップオープン <愛称：トリプルスター>

② 繰上償還の理由

「ニッセイ／パトナム・バランスアップオープン」（以下、「当ファンド」といいます）は、2005年11月14日より運用を開始し、「ニッセイ／パトナム・米国インカムオープンマザーファンド」「ニッセイ／パトナム・ユーロインカムオープンマザーファンド」「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」への投資を通じて、実質的に海外債券、海外株式へ分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保を図ることを目標に運用を行ってまいりました。しかしながら、2021年3月1日現在の受益権口数は約4.7億口であり、信託約款第54条に定める繰上償還条項である10億口を大きく下回っている状態が続いており、今後も受益権口数の増加が見込み難いことから、信託期間中ではありますが、信託終了（繰上償還）を行うことにつき提案させていただきます。

③ 繰上償還予定日

2021年6月28日

④ 諸手続き

予定しております繰上償還に対し異議のある受益者の方は、2021年4月13日から2021年5月17日までに、当ファンドの委託会社である弊社に対し、書面によりその旨をお申し出下さい。

上記期間中に異議のお申し出のあった受益者の方の受益権口数が、2021年4月13日現在の受益権総口数の2分の1を超えないときは、2021年6月28日をもって繰上償還いたします。

繰上償還が行われる場合、異議のお申し出のあった受益者の方は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社で必要書類を受理した日の翌営業日に算出される基準価額とします。）で、受託会社に対し、2021年5月26日から2021年6月14日までの間に、当該受益権にかかる信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

以上

2021年4月13日

東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
ニッセイアセットマネジメント株式会社